

円高の影響を受けた事業主に対する 雇用調整助成金の特例を設けました

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当などの事業主負担相当額の一定割合を助成する制度です。

【支給要件】（現行）

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 経済上の理由により、最近3か月の生産量、売上高などがその直前の3か月または前年同期と比べ、原則として5%以上減少していること
- 休業等を実施する場合、事前に都道府県労働局またはハローワークに計画の届け出をすること

円高の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の特例

円高の影響を受けた事業主で、雇用調整助成金を利用する対象期間の初日が平成23年10月7日以降である事業主の方を対象に、次の特例を設けました。

特 例

- ① 生産量等の確認期間を、最近3か月ではなく最近1か月に短縮。
- ② 最近1か月の生産量等がその直前の1か月又は前年同期と比べ、原則として5%以上減少する見込みである事業所も対象とする。
(ただし、支給決定の際に実際に減少していなかった場合は、支給対象外となります)

雇用調整助成金の支給額

◆ 雇用調整助成金は、事業主が休業手当などを労働者に支払った場合、それに相当する額に以下の助成率を乗じて支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、さらに高率（カッコ内）の助成となります。

- 大企業 : 助成率 2/3 (3/4)
- 中小企業 : 助成率 4/5 (9/10)

※ 大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,890円が上限となります。

※ 中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金といいます。

◆ また、教育訓練を実施した場合は、訓練費として1人1日あたり以下の金額を加算します。

- 大企業 : 2,000円又は4,000円
- 中小企業 : 3,000円又は6,000円

※ 教育訓練の実施方法、内容などにより異なります。

